⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 13 : 30　20 August 2018 (tenders brought or submitted by mail : 13 : 30　20 August 2018)

⑺　Contact point for tender documentation : Nobuhiro Hori, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Shikoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―33 Sunport Takamatsu City, Kagawa-Pref 760―8554 Japan TEL 087―811―8304

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年6月8日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長　竹内　芳寿

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　奄美㉚新駐屯地（瀬戸内地区）敷地造成工事（その１）

⑶　工事場所　鹿児島県大島郡瀬戸内町

⑷　工事内容

本工事は、以下の工事を行うものである。

・切土（土砂・軟岩）約260,000㎥
・切土（中硬岩）約130,000㎥
・盛土　約500,000㎥
・切土法面整形　約22,000㎡
・盛土法面整形　約11,000㎡
・法面保護（グラウンドアンカー）約270本
・法面保護（鉄筋挿入工）約3,000本
・調整池（コンクリートダム）１基
・連れ越し費　一式

⑸　工期　平成33年２月28日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約2,000㎥

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては熊本防衛支局総務課契約審査係に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年６月８日付熊本防衛支局長）に示す手続きに従い、奄美㉚新駐屯地（瀬戸内地区）敷地造成工事（その１）に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち「土木一式」で級別の格付を受け、熊本防衛支局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　防衛省競争参加資格の「土木一式」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は990点以上であること。

⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成15年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、50,000㎥以上の敷地造成工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成15年度以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、25,000㎥以上の敷地造成工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者及び構成員は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級土木施工管理技士又は同等以上の資格を有する者であること。

イ　平成15年度以降入札公告までに、完成・引渡しが完了した工事のうち、25,000㎥以上の敷地造成工事を施工した実績を有する者であること。（原則、着工から完成まで従事している。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、上記の経験を求めない。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、熊本防衛支局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加を希望する者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑾　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者でないこと。

3　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の評価項目は、次のアからウまでとし、詳細は入札説明書による。

ア　企業による技術提案

・「大規模造成工事現場内における施工中の安全対策のために、どのような配慮を行うか。」
・「自然環境の豊かな地域内の造成工事における自然環境保全及び工事現場周辺地域の生活環境に対して、どのような配慮を行うか。」

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点として100点を付与する。

イ　加算点　算出方法は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア